

(写)
27 西 監 第 133 号
平成 28 年 1 月 5 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿
西 東 京 市 議 会 議 長 稻 垣 裕 二 殿
総 合 型 地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ コ コ ス ポ 東 伏 見
会 長 早 乙 女 勇 一 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 尾 崎 正 男
西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇
西 東 京 市 監 査 委 員 小 幡 勝 己

平成 27 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査対象団体及び部課

1 補助金交付団体

総合型地域スポーツクラブ ココスポ東伏見（以下「ココスポ東伏見」という。）

2 補助金交付事務所管部課

生活文化スポーツ部スポーツ振興課

第3 監査の範囲

ココスポ東伏見へ交付した平成26年度の補助金に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

平成27年7月29日から平成27年12月25日まで

第5 監査の方法

ココスポ東伏見については、補助金が補助目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか。また、生活文化スポーツ部スポーツ振興課については、補助金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との審査照合並びに関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第6 監査の着眼点

1 ココスポ東伏見

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付事務所管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

2 生活文化スポーツ部スポーツ振興課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 ココスポ東伏見の概要

1 目的

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、子どもの健全育成や地域住民の健康増進、世代を超えた相互交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

2 設立

平成23年4月17日

3 事業内容

- (1) 会員及び地域住民の健康及び体力の維持増進を目指すための事業
- (2) 会員相互の交流及び地域住民との交流並びに親睦を図るための事業
- (3) 各種スポーツ教室及びスポーツ大会等の開催
- (4) 地域その他機関などが開催する事業等への参加及び協力
- (5) 東伏見ふれあいプラザの管理及び運営事業の受託
- (6) その他クラブの目的達成のために必要な事業の実施

4 組織（平成27年3月31日現在）

- (1) 会 員 305人
- (2) 役 員 会長1人、副会長1人、クラブマネージャー1人、監事1人、
相談役1人
(クラブマネージャー、相談役は事務局職員兼務)
- (3) 事務局 職員8人

5 収支の状況

ココスポ東伏見の平成26年度収入決算額は8,887,992円、支出決算額は7,822,422円である。

第8 市との関係

市は、西東京市総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付している。

なお、平成26年度におけるココスポ東伏見に対する運営費等補助金の交付決定額は3,000,000円であり、確定額も同額であった。

第9 監査の結果

この監査において、市がココスポ東伏見に対し交付している補助金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

1 個別的指摘事項

(1) ココスポ東伏見

ア 会計区分について、補助金交付申請書に添付された予算書には一般会計と特別会計の内訳書があったが、実績報告書に添付された決算書には会計区分の内訳書がなかった。

関係書類の整合性を図り、適正な事務を行われたい。

イ 諸規程の整備について、ココスポ東伏見規約第24条では、クラブの経費及

び財産の管理方法は運営委員会の決議を経て運営委員長が定めるとしており、同規約第 29 条では、規約に定めるもののほか必要な事項は別に定めるとしているが、会計やサービス、その他必要な諸規程が定められていなかった。

会計処理では、会計年度、歳入還付及び歳出戻入手続き等について不統一な扱いが見受けられ、結果的に実績報告額も正確さを欠いたものとなっていた。

規程等を整備し、適正な事務処理を行われたい。

(2) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課

ア 会計区分について、補助金交付申請書に添付された予算書には一般会計と特別会計の内訳書があったが、実績報告書に添付された決算書には会計区分の内訳書がなかった。

交付要綱では、補助金の交付申請手続きにおいて会計を区分することは明記されていないものの、同要綱第 2 では、補助対象経費を定める際に会計区分が掲げられている。

会計区分の考え方を整理し、関係書類の整合性を図るよう適切な指導、助言を行うべきである。

イ 諸規程の整備について、ココスポ東伏見規約第 24 条では、クラブの経費及び財産の管理方法は運営委員会の決議を経て運営委員長が定めるとしており、同規約第 29 条では、規約に定めるもののほか必要な事項は別に定めるとしているが、会計やサービス、その他必要な諸規程が定められていなかった。

会計処理では、会計年度、歳入還付及び歳出戻入手続き等について不統一な扱いが見受けられ、結果的に実績報告額も正確さを欠いたものとなっていた。

必要な規程等を整備し、適正な事務処理が行われるよう、適切な指導、助言を行うべきである。

2 意見要望事項

(1) ココスポ東伏見

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり不適正な点が見受けられた。今後はこれらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

総合型地域スポーツクラブであるココスポ東伏見は、スポーツを通して「地域住民のコミュニティの形成」に資する目的で活動する団体であり、クラブ設立以来、着実に会員数の増加及び事業の充実に努め、一定の成果を上げていることは評価に値するものである。

今後、組織基盤の強化とともに組織運営における事務処理の適正化を図り、市の施策とも連携しつつ事業の更なる充実に努められたい。

(2) 生活文化スポーツ部スポーツ振興課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後はこれらの事項に留意し、実績報告書の確認等を確実に行うとともに、団体育成のため必要な指導・助言を積極的に行われたい。

総合型地域スポーツクラブの活動は、市のスポーツ施策の推進に大きく貢献するものである。今後も、市民の健康及び体力の増進並びに地域コミュニティの活性化に向けて、連携した取組を望むものである。